

令和5年12月26日

豊田市長 太田 稔彦 様

小原地域会議
会長 竹内 正美

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第2項の規定に基づき
諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

「目指す姿」・「まちづくりの基本的な考え方」に対して

・『子ども』の視点について

豊田市における持続可能なまちづくりを実現するために、「子ども」という視点は重要です。住民が将来の豊田市に期待が持てるようにするためにも、教育・居場所・子どもを育てる親世代へのケアに加えて、高齢者が子どものケアをする仕組みや、地域の知恵と暮らし・文化を子どもに伝承する仕組みなど、子どもに関する「未来への投資」を前面に打ち出すべきであると考えます。

・『地域の特性を伸ばす』視点について

豊田市の多様な価値や可能性を創出するためには、「地域の特性を伸ばす」視点が必要であると考えます。

本年1月の山村条例に対する答申でも触れたように、山村の様々な価値を守り継承していくためには、自然環境や四季桜、小原和紙、小原歌舞伎などすでに知られている魅力だけでなく、新たな価値を創造していくことの必要性を認識しています。私たちが小原地域での暮らしを続けていくため、また都市と共生していくためにも、小原を中心に据え、小原の特色を生かした、小原的暮らしを打ち出していくべきと考えています。

こうした視点が、小原地域のみならず各地域に広がることを望みます。

・『つながる』視点について

価値観やライフスタイルが多様化する中で、「人與人」「人と地域、自然」が「つながる」ためには、「見る」、「思考」、「行動」の3つの「変える」に加えて、「聞き方」を変えることも重要な視点であると考えます。

現在、地域において、世代間や移住者と既住者間での軋轢などが散見されます。こうした世代や価値観などの垣根を超えて「つながる」ためには、相手を尊重し、その背景の理解に努めることが重要です。地域も行政の施策においても「聞き方」を変えることで地域の実状や課題を的確に把握することができると考えます。

「都市構造」に対して

・『移動』について

日常生活において、人やものの「移動」は欠かすことのできない重要なことであると考えます。

諮問で示されたイメージでは、都市間・拠点間の移動の強化について言及されているものの、個人の生活の場から拠点までの移動については示されていません。

都市や山村に関わらず、人が暮らす限り「移動」に関して、少なからずその場所に応じた課題があります。

広い市域の中でそのすべてを解決できるものではありませんが、一人でも多くの住民が心の豊かさを実感できるよう、交通結節点から最終目的地までの移動についても、人々との関係性に根ざした共働による移動の促進や、先進技術の活用、今ある地域交通を最大限活かしていくなどの方向性を示すことが必要であると考えます。

・『居住』について

拠点への更なる機能集積について、都市部では鉄道沿線に「(仮)えきちか居住誘導エリア」の設定を示されていますが、山村部については、鉄道駅がありません。

そこで、山村部の機能集積については、地域の特性に応じ、国・県道等主要道路の沿線に居住を誘導するエリアの設定を示すことが必要であると考えます。